

# 「森林・環境税の考え方（制度案）」に対するパブリック・コメント結果

◆意見募集期間：平成23年8月2日～8月31日

◆ご意見の数：20件

◆いただいたご意見については、その要旨を記載しています。

岐阜県

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大賛成です。</li> <li>・色んな政策を行わなくてはならないが、この際、一極集中、間伐除伐に全資金の投入を行ってほしい。</li> </ul>	<p>これからの森林・環境行政としては、森・川・海のつながりを通した「環境保全」と「県民協働」という視点に立った施策を展開することが求められています。</p> <p>確かに、森林の荒廃を防止するために、間伐や除伐は必要な取組であります。また、「豊かな森づくり」とともに、「清らかな川づくり」、さらには、それらを支える「人づくり・仕組みづくり」の観点から体系的に施策を展開することが効果的であると考えます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者の負担も明記すべき。</li> <li>・公金を使って整備した場合、県民に対して具体的な見返りを求めるべき。例えば、山菜の時期には、期間や人数を定めて県民に開放する。散策コースの設置と開放など、県民の活動に対しては、積極的な協力を、森林所有者から予め取り付けておくようなことも、制度として必要。</li> </ul>	<p>地理的に条件が悪く採算性が低い等の理由で、これまで手入れが行き届かなかった奥山林や溪畔林などを、公益的機能が十分発揮される森林に誘導するための森林整備であるため、所有者の負担が発生しない仕組みも検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、その場合は、森林の皆伐や転用等を一定の期間制限することを考えています。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営は水環境等には貢献しているので、農林業者からの税の徴収は不平等である。</li> <li>・岐阜県だけでなく、下流域（愛知・三重）の人々とも共通認識が必要。</li> </ul>	<p>本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後新たに必要となる施策は社会全体で支えていくことを基本的な考え方として、県民や企業に広く公平に負担いただく方法を考えています。</p> <p>また、本県の自然が持つ公益的機能の恩恵は、岐阜県民だけでなく、県外下流域の住民にも広く及ぶものであるため、本県の恵まれた自然環境の保全・再生の必要性を下流域の人々にも理解していただくとともに、本県の森づくりや川づくりに対して協力が得られるようにしていきたいと考えています。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元森林組合などへの経済対策的な支援に終わらないこと。</li> <li>・既存の県関連諸団体へ新資金を配布することは厳禁。</li> <li>・活動実績のある民間諸団体を核に思い切ったプロジェクト提案を募り、複数年にまたがり成果を求めていくことが必要。</li> </ul>	<p>森林・環境税の使途については、①環境保全を目的とした人工林の整備②里山林の整備・利用の促進③生物多様性・水環境の保全④公共施設等における県産材の利用促進⑤地域が主体となった環境保全活動の促進の5つの施策について、事業効果が広く県民全体に及び、公共性・公益性が高く、事業内容が県民にはっきりと見える事業とすることを考えています。</p> <p>なお、「地域が主体となった環境保全活動の促進」の施策においては、地域の提案による活動を支援する事業を検討しています。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や大小の河川を抱える多くの中山間地域では、公益的機能や自然環境の保全維持のために1年間に数回程度、地域ボランティアに汗を流している。中山間地域がこのようにして地域の環境を維持・保全しているという事実を知っていただくとともに、都市部や下流域の人々と一緒になって、この大切な森林や水源の保全の方法を考えていきたい。</li> <li>・5つの具体的施策は全て重要で、「環境保全を目的とした人工林の整備」については特に重要で地域の期待が大きい。</li> <li>・バイオマスエネルギーの利活用促進のための仕組みづくりとして、県民を対象とした薪やペレットを利用するためのストーブやボイラーの設置促進助成や、薪やペレットの購入を促進するための購入助成制度などを導入してほしい。</li> </ul>	<p>「地域が主体となった環境保全活動の促進」の施策において、NPOやボランティア団体による地域での環境保全の取組を支援していきたいと考えています。</p> <p>また、使途となる事業については、公共性・公益性が高いことを基本としていますので、木質バイオマスエネルギーの利活用の促進については、公共施設での取組を支援することで考えています。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境税の創設に期待する。</li> <li>・奥山の活用の考え方は、意図すると水源確保・環境保全が目的に転化され、初期の目的である木材としての利用ということが忘れ去られているように感じる。今後、この資源が世に出てくるような施策を講じ、木材が有効活用されることを望む。</li> <li>・奥山の樹木は、作業路の開設に限界があり、架線集材をしなくてはならない。しかし、架線での搬出コストは木材価格より上回っている為、事業が実施不可能。そこで、搬出距離に対する助成が必要。</li> </ul>	<p>奥山林については、木材生産をするうえで立地条件が不利な森林であるため、伐採率が概ね30%以上の強度間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混生する森林の姿にしていくことを考えています。</p> <p>なお、この場合、木材の搬出を義務づけることは考えていないため、搬出に対する支援については現在のところ検討していません。</p>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥山林は切捨間伐に助成金を使ってほしい。</li> <li>・現在の山の整備は、道路から見る事が出来る山林のうわべだけの整備にとどまり、本当の森林づくりとはほど遠い。</li> <li>・木材生産(利用間伐)(道づくり)に対する補助金が削除されるということであり、今後の施業に大きな不安を覚える。</li> <li>・整備されていない山林が多い岐阜県には多くの小事業体があるが、四苦八苦の経営を強いられている。</li> <li>・せめて、多くの事業体が補助金を利用できるよう難しい申請報告書の見直し、システム作りが成されるといい。</li> </ul>	<p>奥山林については、木材生産をするうえで立地条件が不利な森林であるため、伐採率が概ね30%以上の強度間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混生する森林の姿にしていくことを考えています。</p> <p>なお、この場合、木材の搬出を義務づけることは考えていないため、搬出に対する支援については現在のところ検討していません。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備は、水環境や災害から生活を守るためにも大切なことです。</li> <li>・森林税を課すことは、「なぜ、今森林にお金を出さなければならないのか」ということを市民が考える最も効果的な啓発になる。</li> <li>・森林税を特別に課すなら、どのように使われ、効果的なのかどうかの検証をすることが望ましく、その使い道には透明性が必要。</li> <li>・従来の使い道と同じことに使うなら、環境税は必要なのかと疑問になる。</li> <li>・この税金が使われて従来の施策に何がプラスされたのか、有用だったか外部での委員会等で効果測定をされ、公表することを望む。</li> <li>・この税金で環境教育を行うことに賛成であるが、森林と水だけに特化することには疑問である。制度案で示されている内容より、もっと大きく環境教育を捉えてほしい。</li> <li>・森林まで連れていくことに費用をかけて森林体験を行う生徒の数を多くするより、多様なテーマで環境学習をしている学校に対して森林まで内容を広げるほうが効果的で深い学習ができる。</li> <li>・県民にとっても、住んでいる場所で地元とつながった学習のほうが理解しやすい。</li> <li>・岐阜県が、均等税として森林・環境税を課すなら、森に興味のない県民に間伐や地域の森林整備の必要性を訴え、日常生活で環境・森林のために何かできるのかという思いを掘り起こす活動を共に考える事が必要。</li> <li>・かけがえのない森林、自然に対する気持ちをはぐくみ、税金を払っても惜しくないという気持ちを醸成する説明や人づくりの仕組みを促進してほしい。</li> <li>・水を供給し、清流を支えるためには、上流・中流・下流の人が協力して川をはぐくむことを学ぶ。</li> </ul>	<p>森林環境税の導入が、森林や河川の役割や大切さ、その保全の必要性について広く県民への啓発となるよう、森林環境税の使途については、事業効果が広く県民全体に及び、公共性・公益性が高く、事業内容が県民にはっきりと見える事業であることを基本としています。</p> <p>また、森林環境税の使途事業実施に伴う透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を新たに設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価等を行います。</p> <p>また、環境教育の推進については、「地域が主体となった環境保全活動の促進」の施策の中で取り組んでいくこととなりますが、効果的な税の活用ができるよう、具体的な事業内容を検討していきたいと考えています。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物等、貴重な樹木を守るため取り組みを加えるよう提案する。</li> <li>・岐阜県は都道府県別単木類の天然記念物指定件数が719件(2001年日本緑化センター集計)で全国1位であり、これらは保存すべき貴重な遺伝子資源であることは間違いない。</li> <li>・市町村や保存会により適切に管理され、保全措置が施されているものもあるが、現況の把握も十分でないものや、衰退の危機にさらされながらも認識されていないものが多々ある。</li> <li>・岐阜県には知事認定の岐阜県緑の博士(グリーンドクター)69名、日本緑化センター認定の樹木医36名(一部重複)がいますので、天然記念物、保存樹、巨樹・古木等について必要なものから順次、健康診断を実施してはどうでしょうか。</li> </ul> <p>【事業提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1件あたり調査費20万円 × 毎年5カ所 = 100万円</li> <li>○事業内容(資料調査、環境調査、土壌調査、樹体調査、総合判定、保全措置提案、報告書作成)</li> <li>○他県の事例:愛知県・愛知県緑化推進協会「ふるさと樹木診断事業」</li> </ul>	<p>生物多様性を保全する施策を森林・環境税を活用して行うこととしておりますが、文化財保護の観点から行う天然記念物の指定と遺伝子の多様性や種の多様性の保全とは必ずしも目的は一致しておらず、生物多様性保全の立場からは、樹木の大きさや古さではなく遺伝子や種としての希少性が重要であると考えています。したがって、今回提案いただいた事業について、森林・環境税を活用することは考えていません。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産林の作業道開設の補助金としても使ってほしい。</li> <li>・作業道があれば森林の手入れが進む。</li> <li>・森林環境税で基幹道をつくり、基幹路網が出来上がらないと真の路網整備はできない。</li> </ul>	<p>森林環境税の使途については、木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりを進めるための施策とするため、木材生産林の作業道開設の補助金として使うことは考えていません。</p>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・環境税の方向性については論旨が弱い。今、新たな税負担を求めて、森林の公益的機能を維持し増進しなければ、将来この様なことが発生し、県民生活に重大な影響を及ぼす、と言うような警告が必要ではないか。</li> <li>・必要な施策について、新たな視点に立った施策展開として3点掲げているが、格別新しい視点ではない。3点に対する過去の施策の投入が他に比べて少なかっただけだ。過去の予算書を分析すればすぐ判ること。再検討の要ありと考える。</li> <li>・必要な施策について、具体的な施策の内容すべて必要な施策であることは理解できるが、森林・林業に無関係な県民に対しては、増税してまでやる必要があるのかとの疑問に対する答えとしては弱い。</li> <li>・新たな財源の必要性について、記述されている理由で、増税する事を県民すべてに納得させるには弱い。</li> <li>・課税期間について5年間としているが、記述内容を見ると、表面的には臨時的な税のように見えるが、何時でも、実質恒久的な税として運用できるようになっている。臨時的な税であると明言すべき。</li> </ul>	<p>制度案の「森林・環境施策の方向性」や「必要となる施策」の内容をより明確にするため、「森林・環境を取り巻く状況」について追加記述しました。</p> <p>また、課税期間について、5年後に期間を延長する場合は、関係条例に関する議案を議会に提出し、議決が必要となりますので、何時でも恒久的な税として運用できるものではありません。</p> <p>また、県民に対しては、この制度案をもとに十分な説明を行うことにより、県民のご理解や納得をいただいきたいと考えています。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全を目的とした人工林の整備について、「間伐手遅れ林」が各所に見受けられるので、そうした個所から優先的に整備を進めるべき。人工林の針広混交林化は大いに結構なことと思う。</li> <li>・里山林の整備・利用の促進について、一般市民が気軽に足を運び、里山林の整備及び資源の有効活用に参画できる仕組みをぜひ作っていただきたい。</li> <li>・生物多様性・水環境の保全について、放置林や耕作放棄地の再生、活用も検討していただきたい。</li> <li>・公共施設等における県産材の利用促進について、公共施設における木質ボイラー等の導入に対する助成だけでなく、一般家庭を対象としたペレットストーブの導入にも助成を拡大すれば、間伐材や製材端材を利用したペレットそのものの需要が高まり、それに伴ってペレットのコストが下がるため、安定供給体制が整えられるようになるのではないかと。</li> <li>・地域が主体となった環境保全活動の推進について、森林の整備・保全のボランティア活動に参加したいと思っている人は多いが、金銭面で自己負担も結構多いのでなかなか定着せず、年々縮小しているのが現状であるので、参加者があまり負担に感じなくてもすむ程度の資金的援助が得られれば、この種のボランティア活動はさらに活発になると思う。</li> <li>・中長期的に継続して森づくり、川づくりを推進するためには、その種のことに関心をもった年少者を育成することが不可欠であり、環境教育を担う人の育成や環境教育の機会の提供が必要である。</li> <li>・費用負担の方法について、低所得者を非課税扱いとする配慮は好ましいと思う。その一方で、本制度の主旨を考慮すれば温室効果ガスを大量に排出していたり、上下水道を過剰に使用している法人(企業)に対しては、法人県民税の均等割額にその分を上乗せしたらどうか。</li> <li>・県外下流域からの協力については、岐阜県下の人工林で、「森の健康診断」に過去に複数回たずさわった時の印象は、「過密～超過密状態」の人工林が非常に多いことである。「森の健康診断」を継続して実施していくと共に、その結果を積極的に人工林整備に反映(緊急度の高い人工林から間伐実施)させる施策を望む。</li> <li>・また、「切捨て間伐」によって生じた「林地残材」を集めて製紙チップ工場まで運び、販売する「木の駅プロジェクト」の仕組みが、高知県に端を発し愛知県や岐阜県にも波及してきているが山林整備、木質バイオマス資源の有効活用の観点から、この種のプロジェクトにも資金的援助をし、活動の輪を広げていくことを望む。</li> <li>・管理方法について、第三者機関の役割は極めて重要であり、当該機関が事業のチェック機能として公平、公正な役割を十分に発揮することを期待する。</li> <li>・「森林・環境税」導入の必要性を訴える中で、森林の持つ公益的機能(環境保全機能)が実際にどの程度の価値があるのかをPRしてはいかかが。ある仮定のもとに試算した「森林が1年間にもたらす外部経済効果は75兆億円」(林野庁、2000年)との結果も得られている。</li> <li>・森林の持つ公益的機能の一つに「保健休養」機能がある。その機能に属する「森の癒し」効果を利用し、健康の維持・増進、疾病の予防を目的とした「森林セラピー」が最近注目されつつある。「森林セラピー」は今のところ普及・啓発段階にあるが、将来的には予防医学の観点からの医療費の削減、セラピー基地の造成に伴う森林整備、および基地を含めた周辺地域の振興などへの寄与が期待されている。「森林セラピー」を安全かつ効果的に行うための『森林セラピー基地・ロード』は、北海道から沖縄に至るまで全国に44箇所(2011年6月現在)があるが、高い森林率を誇る岐阜県には未だ皆無である。森林・環境税の導入を契機に、そうした施設(基地・ロード)の創設に対する助成を期待したい。</li> </ul>	<p>森林環境税の用途に関する様々なご意見については、事業効果が広く県民全体に及び、公共性・公益性が高く、事業内容が県民にははっきりと見える事業とすることを踏まえながら、具体的な事業の中で検討していきたいと考えています。</p> <p>また、費用負担については、本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後新たに必要となる施策は社会全体で支えていくことを基本的な考え方として、県民や企業に広く公平に負担いただく方法を考えており、温室効果ガスの排出量や上下水道の使用量に応じて負担を変えることは考えておりません。</p> <p>管理方法については、ご意見のとおり、第三者機関の機能を十分に発揮しながら、効果的な税の活用にも努めていきたいと考えています。</p> <p>なお、森林の持つ公益的機能については、県民の皆さんに十分ご理解いただくために、制度案の中に「森林・環境を取り巻く状況」を記述するとともに、リーフレットの作成・配布などによりPRに努めたところとす。</p>

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな清流の国とするには、森づくり、川づくりに加え、自然豊かな農村の環境づくりが重要と考える。</li> <li>・「農業・農村の有する多面的機能」の維持を含めた「農村環境の改善・保全」も中心施策の柱の一つとして明確に位置づけるべき。</li> </ul>	<p>森林・環境税のあり方として 環境保全の視点に立った施策を展開することとしており、「農村環境の改善・保全」について、「豊かな森づくり・清らかな川づくり」の施策として生物多様性・水環境の保全を掲げ、水田をはじめとした里地の生態系保全事業に取り組む活動を支援することを検討しています。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の考え方と方向性については、大変良いと思いますので、強力に推進し、是非実現していただきたい。</li> <li>・税の使い道について、環境保全を目的とした人工林の整備について、現在の補助制度では対象とならない箇所、面積規模、事業種等に重点的に充当出来る制度としていただきたい。また、使い勝手の良い制度としてもらいたい。</li> <li>・この資金を確保することによって一般会計からの支出(県単嵩上)が減額とならないようにしてほしい。</li> </ul>	<p>森林環境税は、木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりを進めるための施策に活用することとしています。</p> <p>また、既存の補助制度との関係や使い勝手の良さなど効果的な事業として展開できるよう検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、森林環境税は基金に積み立てられることによって、既存施策の財源と区分されます。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までの切捨間伐主体から利用間伐へ向けて体制を変えていこうとしている林業事業者が、今回の新たな財源が確保されることで、利用間伐から意識が離れていってしまうのではないかと懸念する。</li> <li>・県内には、木材市場へ近い、また、地山勾配の緩い施業地もあれば、遠い山奥の急峻な地形の施業地もある。一定の条件の補助金ではなく、地域毎のランク分け、それに伴う不足分の財源にも今回の環境税の一部を利用して頂けると良い。</li> </ul>	<p>森林環境税は、木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりを進めるための施策に活用するという点で、目的を明確に分けています。</p> <p>また、森林環境税については、地域の実情に対応しながら効果的な活用が出来るよう、今後とも十分に検討していきたいと考えております。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揖斐川の源流となる地域では、奥山林に当てはまる人工林の整備が立ち後れており、森林所有者の高齢化や不在によって手入れが間に合わないのが現状です。</li> <li>・環境面から見ると地域循環型社会の構築にあたり、将来の公益性も見込み、農山村地域の活性化を推し進めるうえで良い取り組みと思います。</li> <li>・しかし、用途として公共性・公益性を追求することで、それに当てはまらない地域との格差が出来る恐れがある。そのような格差が出来ないよう、地理的に条件が悪い地域・生産性が低い山林の管理には中長期継続的に整備するその地域の条件にあった施策(森林整備費・管理道の整備)が必要であり、条件にあった整備費の配分をお願いしたい。</li> </ul>	<p>森林環境税は、木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりを進めるための施策に活用するという点で、目的を明確に分けています。</p> <p>また、森林環境税については、地域の実情に対応しながら効果的な活用が出来るよう、今後とも十分に検討していきたいと考えております。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性・水環境の保全の事業内容として、希少野生生物の保護や外来生物の駆除を含む野生生物の保護管理としてあるが、現在でもそれらの項目に値する活動を長年している団体があるが、今後どの様な対応をしていただけるか。</li> <li>・現在農業用排水路はほとんどが3面コンクリートであるが、その水路を多様な生物が生息できる水路に変えることは現在では難しすぎるが、今後、昔ながらの多様な生き物が住める水路に変えていくことは可能なのか。</li> </ul>	<p>今後も活動を支援する方策を検討しています。</p> <p>また、里地の生態系保全において、農業用排水路の一部を生態系に配慮した水路に整備するなど里地の生態系を復活するモデル的取り組みを実施する団体への支援事業を検討しています。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物等、貴重な樹木を守るため取り組みを加えるよう提案する。</li> <li>・岐阜県は都道府県別単木類の天然記念物指定件数が719件(2001年日本緑化センター集計)で全国1位であり、これらは保存すべき貴重な遺伝子資源であることは間違いない。</li> <li>・市町村や保存会により適切に管理され、保全措置が施されているものもあるが、現況の把握も十分でないものや、衰退の危機にさらされているながらも認識されていないものが多々ある。</li> <li>・岐阜県には知事認定の岐阜県緑の博士(グリーンドクター)69名、日本緑化センター認定の樹木医36名(一部重複)がいますので、天然記念物、保存樹、巨樹・古木等について必要なものから順次、健康診断を実施してはどうでしょうか。</li> </ul> <p>【事業提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1件あたり調査費20万円 × 毎年5カ所 = 100万円</li> <li>○事業内容(資料調査、環境調査、土壌調査、樹体調査、総合判定、保全措置提案、報告書作成)</li> <li>○他県の事例:愛知県・愛知県緑化推進協会「ふるさと樹木診断事業」</li> </ul>	<p>生物多様性を保全する施策を森林・環境税を活用して行うこととしておりますが、文化財保護の観点から行う天然記念物の指定と遺伝子の多様性や種の多様性の保全とは必ずしも目的は一致しておらず、生物多様性保全の立場からは、樹木の大きさや古さではなく遺伝子や種としての希少性が重要であると考えています。したがって、今回提案いただいた事業について、森林・環境税を活用することは考えていません。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林整備のためには、切捨間伐のみならず間伐木の放置も問題になることから、搬出路の開設も必要であり、搬出路開設についても本事業で行って頂きたい。</li> <li>・今年、中津川市に大型合板工場が稼働し相当量の素材が必要であり、木材価格は依然低迷しているため、以前県単で補助事業化されていた搬出補助制度の復活をお願いしたい。</li> </ul>	<p>森林環境税は、木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりを進めるための施策に活用することとしており、木材生産を目的とするものは既存の施策の中で検討していくこととなります。</p>

No.	ご 意 見	ご意見に対する県の考え方
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境税の考え方に対し、非常に良い取組であり、是非ともこの制度の早期実現を望むものである。</li> <li>・今後の森林計画制度の変更により、造林補助制度の対象から外れる森林については、「森林・環境税」を財源とする今回の「制度案」を利用できることを期待する。</li> <li>・森林整備の基本である「森林境界の明確化」「林内路網整備」は、国において新たに基金が創出されない限り、平成24年度からの当該事業継続は不可能になるので、「森林・環境税」による利用を望む。</li> </ul>	<p>森林環境税は、木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森林づくりを進めるための施策に活用することとしており、木材生産を目的とするものは既存の施策の中で検討していくこととなります。</p>